

愛知県公共工事請負契約約款（建築工事用） 新旧対照表

【新】	【旧】
平成14年 4月 1日施行 令和 6年12月13日一部改正 <u>令和 8年 4月 1日一部改正</u> 第1条 略 （関連工事の調整） 第2条 発注者は、請負者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合請負者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。 <u>2 発注者は、請負者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、請負者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u> （請負代金内訳書及び工程表） 第3条 請負者は、設計図書に定めるところにより、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。 2 内訳書には、<u>材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金</u>を明示するものとする。 3 内訳書及び工程表は、発注者及び請負者を拘束するものではない。 第4条～第7条の2 略 （下請負人の育成、指導） 第8条 請負者は、下請負人が受任又は請負に係る工事の施工に際し、建設業法その他関係法令を遵守するよう指導するとともに、下請負人の育成に努めなければならない。 第9条～第23条 略 （工期の変更方法）	平成14年 4月 1日施行 令和 6年12月13日一部改正 第1条 略 （関連工事の調整） 第2条 発注者は、請負者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合請負者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。 （請負代金内訳書及び工程表） 第3条 請負者は、設計図書に定めるところにより、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。 2 内訳書には、<u>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費</u>を明示するものとする。 3 内訳書及び工程表は、発注者及び請負者を拘束するものではない。 第4条～第7条の2 略 （下請負人の育成、指導） 第8条 請負者は、下請負人が受任又は請負に係る工事の施工に際し、建設業法<u>（昭和24年法律第100号）</u>その他関係法令を遵守するよう指導するとともに、下請負人の育成に努めなければならない。 第9条～第23条 略 （工期の変更方法）

【新】	【旧】
第24条 工期の変更については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。 2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては請負者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 <u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、請負者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、請負者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して請負者が第59条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u> （請負代金額の変更方法等） 第25条 請負代金額の変更については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。 2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 <u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、請負者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、請負者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して請負者が第59条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u> <u>4</u> この約款の規定により、請負者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と請負者とが協議して定める。 （賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更） 第26条 発注者又は請負者は、工期内で請負契約締結の日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。 2 発注者又は請負者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、請負者に通知する。 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額の変更の基準	第24条 工期の変更については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。 2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては請負者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 （請負代金額の変更方法等） 第25条 請負代金額の変更については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。 2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 <u>3</u> この約款の規定により、請負者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と請負者とが協議して定める。 （賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更） 第26条 発注者又は請負者は、工期内で請負契約締結の日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。 2 発注者又は請負者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、請負者に通知する。 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額の変更の基準

【新】	【旧】
とした日」とするものとする。 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。 6 予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、請負者に通知する。 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 <u>9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、請負者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、請負者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して請負者が第59条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u> 第27条～第32条 略 (<u>完成検査</u>及び引渡し) 第33条 請負者は、工事が完成したときは、その旨及び工事目的物の引渡しを発注者に通知しなければならない。 2～6 略 第34条～第51条 略 (解除に伴う措置) 第52条 略 2 略 3 第1項の場合において、第36条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第44条から第47条まで又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。）に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年3.0パーセントの割合</u>で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第49条又は第50条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。 4～9 略	とした日」とするものとする。 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。 6 予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、請負者に通知する。 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 第27条～第32条 略 (<u>完了検査</u>及び引渡し) 第33条 請負者は、工事が完成したときは、その旨及び工事目的物の引渡しを発注者に通知しなければならない。 2～6 略 第34条～第51条 略 (解除に伴う措置) 第52条 略 2 略 3 第1項の場合において、第36条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第44条から第47条まで又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。）に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.5パーセントの割合</u>で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第49条又は第50条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。 4～9 略

【新】	【旧】
（発注者の損害賠償請求等） 第 5 3 条 略 2 ～ 4 略 5 第 1 項第一号に該当し、発注者が損害金を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額（1,000 円未満の端数金額及び 1,000 円未満の金額は切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、<u>年 3. 0 パーセントの割合</u>で計算した額とする。 6 ～ 8 略 第 5 4 条 略 （請負者の損害賠償請求等） 第 5 5 条 略 2 第 3 4 条第 2 項（第 3 9 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合には、請負者は、未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）第 8 条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、<u>年 3. 0 パーセントの割合</u>で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。 第 5 6 条～第 6 1 条 略	（発注者の損害賠償請求等） 第 5 3 条 略 2 ～ 4 略 5 第 1 項第一号に該当し、発注者が損害金を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額（1,000 円未満の端数金額及び 1,000 円未満の金額は切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、<u>年 2. 5 パーセントの割合</u>で計算した額とする。 6 ～ 8 略 第 5 4 条 略 （請負者の損害賠償請求等） 第 5 5 条 略 2 第 3 4 条第 2 項（第 3 9 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合には、請負者は、未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）第 8 条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、<u>年 2. 5 パーセントの割合</u>で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。 第 5 6 条～第 6 1 条 略